

# 令和3年度委託研究開発契約書及び 医療研究開発推進事業費補助金取 扱要領の変更について

---

研究公正・業務推進部  
研究業務推進課

国立研究開発法人日本医療研究開発機構(AMED)



# 1. 委託研究開発契約書雛形

## (1) 委託研究開発費の概算払いについて明確化

従来、委託研究開発費の支払いとして記載していましたが、概算払いに関する定義を行い、概算払いによる請求・支払いの方法を明確化します。また、AMEDからの支払いが遅れた場合の遅延利息については、精算払いにおいて適用するため、本条項からは削除しました。

→ 遅延利息については、精算払の内容が記載された18条の3の「額の確定と精算」に記載します。

新	旧
<p>(委託研究開発費の概算払い)</p> <p>第3条 甲は、乙が希望し甲が認める場合には、委託期間中に、「契約項目(4) 当事業年度における委託研究開発費」の金額(以下「当該事業年度における委託研究開発費の上限額」という。)の範囲内で、委託業務の実施に要する経費を、次項に定める乙の請求に応じて、乙に支払うものとする(以下、かかる支払いを「概算払い」という。)</p> <p>2 乙は、当該事業年度における委託研究開発費の上限額の範囲内で、事務処理説明書に従って、一回ないし数回に分けて概算払いを請求することができるものとし、概算払いを請求するときは、甲が別途指定する様式にて作成した請求書により行うものとする。請求書に記載される金額の総額は、直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、直接経費に30%を上限とした甲が認めた間接経費割合を乗じた額を超えてはならないものとする。</p> <p>3 甲は、前項の定めに従った乙の請求書を受領した場合、当該請求書が甲に到達した日の属する月の翌月末日までに、当該請求金額を乙に支払うものとする。</p>	<p>(委託研究開発費の支払い)</p> <p>第3条 乙は、契約項目(4) 当事業年度における委託研究開発費の金額に従い、甲が別途指定する様式にて委託研究開発費の請求書を作成し、甲にこれを送付する。請求書に記載される金額の総額は、直接経費及び間接経費の合計額とし、間接経費は、直接経費に30%を上限とした間接経費割合を乗じた額を超えないものとする。</p> <p>2 甲は、当該請求書が前項の定めに従ったものである限りにおいて、これが甲に到達した日の属する月の翌月末日までに、当該請求書に記載された委託研究開発費の請求額を乙に支払うものとする。</p> <p>3 甲は、前項の支払いを遅滞したときは、未払金額に対して支払期限の翌日から甲の取引銀行において支払手続をとった日までの日数に応じ、年5%の割合により計算した金額を遅延利息として、乙に支払うものとする。ただし、支払いの遅滞が、天災地変等甲の責に帰することができない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。</p>

# 1. 委託研究開発契約書雛形



## (2) 対象データ及び派生データの取扱いに関する一部修正

「甲が別途公表するデータに関するガイドライン」について、「AMED研究データ利活用に係るガイドライン」と明確化します。また明示が必要な個人情報データについての説明を追加します。

新	旧
<p>(対象データ及び派生データの取扱い)</p> <p>第12条2 甲及び乙は、対象データ及び派生データを有効に利活用し、研究開発を進展させることに努めることを約し、乙は、当該対象データ及び派生データ並びにこれらに関連する知的財産権その他の権利関係について、<b>AMED研究データ利活用に係るガイドライン</b>に従った取扱いを行う。</p> <p>2 乙は、対象データ及びその派生データについて、本委託研究開発のために使用する以外の目的で使用してはならず、また、第三者に開示又は提供することはできない。<b>ただし、AMED研究データ利活用に係るガイドライン</b>上許容されている場合又は予め甲の承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p>3 甲又は乙は、個人情報の保護に関する法律、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律、<b>行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律</b>(以下、「個人情報保護法等」という)に定める個人情報及び匿名加工情報<b>並びに独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律に定める非識別加工情報</b>(以下「個人情報等」という)を含んだ対象データを相手方に提供する場合には、事前にその旨を明示しなければならない。</p> <p>4 甲又は乙が個人情報等を含んだ対象データを相手方に提供する場合には、その生成、取得、及び提供等について個人情報保護法等に定められている手続を履践していることを保証するものとする。</p>	<p>(対象データ及び派生データの取扱い)</p> <p>第12条2 甲及び乙は、対象データ及び派生データを有効に利活用し、研究開発を進展させることに努めることを約し、乙は、当該対象データ及び派生データ並びにこれらに関連する知的財産権その他の権利関係について、甲が別途公表するデータに関するガイドラインに従った取扱いを行う。</p> <p>2 乙は、対象データ及びその派生データについて、本委託研究開発のために使用する以外の目的で使用してはならず、また、第三者に開示又は提供することはできない。但し、甲が別途公表するデータに関するガイドライン上許容されている場合又は予め甲の承諾を得た場合は、この限りでない。</p> <p>3 甲又は乙は、個人情報の保護に関する法律又は独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(以下、「個人情報保護法等」という)に定める個人情報または匿名加工情報(以下「個人情報等」という)を含んだ対象データを相手方に提供する場合には、事前にその旨を明示しなければならない。</p> <p>4 甲又は乙が個人情報等を含んだ対象データを相手方に提供する場合には、その生成、取得、及び提供等について個人情報保護法等に定められている手続を履践していることを保証するものとする。</p>



# 1. 委託研究開発契約書雛形

## (3) 検査及び報告について一部修正



研究開発終了以降、5年間にわたり検査できる検査の種類を具体的に特定するために修正します。

新	旧
<p>(検査及び報告) 第18条の2の9 甲が第2項第2号の検査を行うことが できる期間は、研究開発期間が終了する日 の属する事業年度の終了日の翌日から起算し て5年間とする。</p>	<p>(検査及び報告) 第18条の2の9 甲が検査できる期間は、研究開 発期間が終了する日の属する事業年度の終了 日の翌日から起算して5年間とする。</p>



# 1. 委託研究開発契約書雛形



## (4)委託研究開発費の精算払い(確定額)について明確化

従来、明確な記載がなかった確定額とその精算払いを定義し、その請求、支払について明確化します。確定額が概算払いの額を超過したときのAMEDからの支払いが遅れた場合の遅延利息に関しては、従来、第3条で具体的な率(現行5%)を記載していたが、民法改正で法定利率が変更(3%かつ3年ごとの見直し)されたことから、政府契約の支払遅延防止等に関する法律に自動的に連動する形態に改めます。またAMEDへの資金返還の記述を一部修正する。

新	旧
<p>(額の確定と精算)</p> <p>第18条の3 甲は、第18条の2の検査の結果、委託研究開発費の支出状況が適切であると認めるときは、当事業年度における委託研究開発費の上限額と本委託研究開発の実施に要した経費の額のうち適切と認めたとのいずれか低い金額を、甲が当事業年度において支払うべき委託研究開発費の額として確定し(以下、当該確定した額を「<u>確定額</u>」という。)、乙に通知する。</p> <p>2 乙は、前項の通知を受けたときは、甲が別途指定する様式にて作成した請求書により<u>確定額の支払いを甲に請求するものとする。ただし、乙が第3条に定める概算払いを受けている場合には、確定額が当該概算払いの額を超過する場合に限り、その超過金額の支払いを甲に請求するものとする。</u></p> <p>3 甲は、前項の定めに従った請求書を受領した場合、当該請求書が甲に到達した日の属する月の翌月末日までに、当該請求金額を乙に支払うものとする。</p> <p>4 甲は、前項の支払いを遅滞したときは、未払金額に対して支払期限の翌日から甲の取引銀行において支払手続をとった日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条及び政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率(昭和24年大蔵省告示第991号)に準じて算定した金額を利息として支払うものとする。ただし、支払いの遅滞が、天災地変等甲の責に帰することができない事由によるときは、当該事由の継続する期間は、遅延利息の算定日数に算入しないものとする。</p> <p>5 乙は、<u>第3条に定める概算払いを受けている場合において、当該概算払いの額が確定額を超過する場合は、その超過金額を甲の定める期限までに返還しなければならない。</u></p> <p>6 乙は、前項の超過金額を前項の期限までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、延滞金を甲に支払うものとする。この場合において、延滞金は、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した額とする。</p>	<p>(額の確定)</p> <p>第18条の3 甲は、第18条の2の検査の結果、委託研究開発費の支出状況が適切であると認めるときは、当事業年度における委託研究開発費の上限額と本委託研究開発の実施に要した経費の額のうち適切と認めたとのいずれか低い金額を、甲が当事業年度において支払うべき委託研究開発費の額として確定し、乙に通知する。</p> <p>2 乙は、既に支払いを受けた委託研究開発費が前項で確定した委託研究開発費の額を超過する場合は、その超過金額を甲の定める期限までに返還しなければならない。</p> <p>3 乙は、前項の超過金額を前項の期限までに納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、延滞金を甲に支払うものとする。この場合において、延滞金は、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した額の範囲内で甲により定めるものとする。</p>

# 1. 委託研究開発契約書雛形



## (5) 契約の解除条件の追加と記述の修正

採択時に付された条件を満たさなくなったとき等を契約の解除の要件に追加する。  
また、契約解除に伴い研究機関がAMEDへ資金の返還を行う際の、加算金、延滞金についての記述を修正する。

新	旧
<p>(契約の解除) 第20条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は何らの催告を要せずに本契約の全部又は一部を解除することができる。</p> <p>(1)～(8) &lt;省略&gt;</p> <p><u>(9)乙が本研究開発課題の採択時に付された条件を満たしていなかったとき又は満たさなくなったとき。</u></p> <p>2 &lt;省略&gt;</p> <p>3 乙は、前項の規定により委託研究開発費を返還するときは、返還に係る委託研究開発費の受領の日から納付の日までの日数に応じ、加算金を甲に支払うものとする。この場合において、加算金は、当該委託研究開発費の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95%の割合で計算した額とする。</p> <p>4 乙は、第2項の期限までに委託研究開発費を納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、延滞金を甲に支払うものとする。この場合において、延滞金は、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した額とする。</p> <p>5 &lt;省略&gt;</p>	<p>(契約の解除) 第20条 乙が次の各号のいずれかに該当する場合は、甲は何らの催告を要せずに本契約の全部又は一部を解除することができる。</p> <p>(1)～(8) &lt;中略&gt;</p> <p>2 &lt;後略&gt;</p> <p>3 乙は、前項の規定により委託研究開発費を返還するときは、返還に係る委託研究開発費の受領の日から納付の日までの日数に応じ、加算金を甲に支払うものとする。この場合において、加算金は、当該委託研究開発費の額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額)につき年10.95%の割合で計算した額の範囲内で甲により定めるものとする。</p> <p>4 乙は、第2項の期限までに委託研究開発費を納付しなかったときは、納付期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、延滞金を甲に支払うものとする。この場合において、延滞金は、その未納付額につき年10.95%の割合で計算した額の範囲内で甲により定めるものとする。</p> <p>5 &lt;省略&gt;</p>



# 2. 再委託研究開発契約書雛形



- 下表の条項について委託研究開発契約書と同様の改訂を実施いたします。  
なお委託研究開発契約書の第20条、契約の解除に係る修正については、再委託契約書では該当なし
- AMEDホームページ「再委託契約書作成における注意書き」に記載していますように、当該雛形の使用は必須ではありません。  
委託先である研究機関は、再委託先に対しては、委託先がAMEDに負うのと同内容及び同程度の義務を負わせること(委託研究開発契約書14条2項)を踏まえて、各受託機関の判断と責任において適切な再委託契約の締結をお願いいたします。  
なお、注意書きには、第18条の3の4項に記載した遅延利息に関しては、政府契約の支払い防止等の法律によらず、民法404条等、別の基準を採用してもよいよう追記しています。

新	旧
(委託研究開発費の概算払い) 第3条	(委託研究開発費の支払い) 第3条
(対象データ及び派生データの取扱い) 第12条の2	(対象データ及び派生データの取扱い) 第12条の2
(検査及び報告) 第18条の2第9項	(検査及び報告) 第18条の2第9項
(額の確定と精算) 第18条の3	(額の確定) 第18条の3



# 3. 医療研究開発推進事業費補助金 取扱要領



## (1) 検査及び報告について一部修正

研究開発終了以降、5年間にわたり検査できる検査の種類を具体的に特定するために修正します。

新	旧
<p>(検査及び報告) 第17条第9項 機構が<b>第17条第2項第2号の検査をできる</b>期間は、研究開発期間が終了する日の属する事業年度の終了日の翌日から起算して5年間とする。</p>	<p>(検査及び報告) 第17条第9項 機構が検査できる期間は、研究開発期間が終了する日の属する事業年度の終了日の翌日から起算して5年間とする。</p>





# 3. 医療研究開発推進事業費補助金 取扱要領



## (2) 財産の処分制限につき説明を追加

処分制限財産に該当しないものの一つとして掲げている、別途定める期間について、開発研究用減価償却資産の耐用年数表に定める年数と、具体的に明記する

新	旧
<p>(財産の処分の制限) 第26条第2項第2号 機構が、補助金の交付の目的及び当該処分制限財産の耐用年数を勘案して別途定める期間(減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第六 開発研究用減価償却資産の耐用年数表に定める年数)を経過した場合</p>	<p>(財産の処分の制限) 第26条第2項第2号 機構が、補助金の交付の目的及び当該処分制限財産の耐用年数を勘案して別途定める期間を経過した場合</p>

